

# 危険木の伐採について助成金ができます (R4.4~)

## 【趣旨】

当町では、住宅への倒木被害から住民の生命及び財産の保護を図る為、町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、助成金を交付する。

## 【定義】

危険住宅・・・町民が実際に居住している住宅に倒木被害を受けるおそれのある住宅をいう。ただし事務所又は共同住宅を除く。

危険木・・・目通り直径おおむね 20 センチメートル以上で、かつ樹高おおむね 5 メートル以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木をいう

## 【助成金申請者】

原則、危険木のある土地の所有者。ただし、申請者において危険木のある土地の所有者と異なる場合は、危険木のある土地の所有者の承諾が必要となる。

## 【助成金額】

事業費の 2 分の 1 (上限 50,000 円)

## 【申請方法】

役場経済課へ申請書を提出。申請書は経済課窓口及びホームページに掲載。

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

